

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成28年12月19日)

| 現 行 | 変 更 後 |
|--|--|
| 第1条～第4条 (省 略) | 第1条～第4条 (現行どおり) |
| <p>第5条 (本取引の資格要件)</p> <p><u>次の各号の基準をすべて満たすお客様は、当社に対して本取引の口座(以下「本取引口座」という)の開設を申込みことができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>満年齢が20歳以上であること。</u></p> <p>(2) <u>満年齢が75歳未満であること。</u></p> <p>(追 加)</p> <p>(3) <u>金融資産が50万円以上あること。</u></p> <p>(4) <u>日本国内に居住していること(国籍は問いません)。</u></p> <p>(追 加)</p> <p>(5) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) <u>電話または電子メール等により、常時連絡が取れること。</u></p> <p>(10) ～ (11) (省 略)</p> | <p>第5条 (口座の開設)</p> <p><u>お客様は、口座の開設申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</u></p> <p><<個人のお客様>></p> <p>(1) <u>満年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</u></p> <p>(2) <u>本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること</u></p> <p>(3) <u>ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること</u></p> <p>(4) <u>金融資産が50万円以上あること</u></p> <p>(5) <u>日本国内に居住していること</u></p> <p>(6) <u>日本国以外には納税義務がないこと</u></p> <p>(7) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>電話または電子メールなどで常時連絡が取れること</u></p> <p>(12) ～ (13) (現行どおり)</p> |
| <p>2 <u>第1項にかかわらず、法人のお客様は、次の各号の基準をすべて満たす場合、本取引口座の開設を申込みことができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>日本国内に本店があること。</u></p> <p>(追 加)</p> <p>(2) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) <u>お客様の取引担当者が第1項第1号、第4号および第5号の基準を満たし、在籍していること。</u></p> <p>(追 加)</p> <p>(6) ～ (7) (省 略)</p> <p>(8) <u>法人および取引担当者が、反社会的勢力と一切関係がないこと。</u></p> <p>(9) (省 略)</p> | <p><<法人のお客様>></p> <p>(1) <u>日本国内に本店が登記されている法人であること</u></p> <p>(2) <u>商業登記簿上の本店にて郵便物の受領が可能なこと</u></p> <p>(3) ～ (5) (現行どおり) (削 除)</p> <p>(6) <u>電話または電子メールなどで常時連絡が取れること</u></p> <p>(7) ～ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>法人、法人代表者、実質的支配者およびその他の法人関係者が反社会的勢力と一切関係がないこと</u></p> <p>(10) (現行どおり)</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p><u>3</u> 当社は、<u>第1項もしくは第2項</u>および当社の本取引口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p> <p><u>4</u> (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成28年10月1日</u>より施行する。</p> | <p><<取引担当者基準>></p> <p><u>(1) 満年齢が満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること</u></p> <p><u>(2) 日本国内に居住していること</u></p> <p><u>(3) オンライン取引を行なうためのインターネット利用環境が整っていること</u></p> <p><u>(4) 口座名義人である法人に籍があること</u></p> <p><u>(5) 法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること</u></p> <p><u>(6) 反社会的勢力と一切関係がないこと</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>第1項</u>および当社の口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査し、当社が口座開設に応諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができるものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成28年12月19日</u>より施行する。</p> |
|--|--|